

日本CSR普及協会 第1回研修セミナー

企業の社会的責任（CSR）と雇用・労働の課題

—非正規雇用の現状と問題点—

弁護士ならではのCSR活動にご期待を！

日本CSR普及協会は、弁護士が中心となり、他士業とも連携して企業の社会的責任（CSR）の確立とその普及・啓発などを行うことを目的として2008年10月20日に設立されました。

当協会は、日本弁護士連合会が2008年3月に公表した「企業の社会的責任（CSR）ガイドライン2007年版」を踏まえて、CSRの観点から、企業の持続可能性を保障し、企業基盤を確立する自主的な取り組みの普及・啓発活動を、これまでの弁護士業務を超える公益的活動として、積極的、組織的、全国的に行ってまいります。

そこで、第1回の活動は、弁護士及び企業を対象に、日々深刻さを増している焦眉の社会問題として、「CSRと雇用・労働の課題」を取り上げ、下記の研修セミナーを開催いたします。企業にとって、従業員は重要なステークホルダーです。法令を遵守すべきは当然のこと、雇用の安定とよりよい労働条件を保障することによって企業価値が上がり、優秀な従業員が集まることによって競争力も高まるというCSRの観点を具体的に示していただきます。

講師陣は、これまで主として企業側又は労働側で取り組んでこられたCSRに練達の弁護士を依頼し、講演と討論を予定しております。

さらに、講師陣からは、労働相談の窮状から政策的な課題を提起していただきます。

CSRの課題は、法令の解釈のみならず、判例・通達・ガイドラインの解釈など、弁護士業務とも深く関連しております。当協会は、企業の関係者の方々に、CSRの観点で弁護士の公益的立場から切り込んだ視点を提供させていただきますので、本セミナーに是非ともご参加下さい。

つきましては、資料準備の都合がありますので、3月2日(月)までにファックスにより、参加のご回答をお願い申し上げます。

2009年2月

日本CSR普及協会会长 平山 正剛
(日本弁護士連合会 前会長)

記

1 日 時 2009年3月14日（土） 午後2時から午後5時（終了後懇親会）

2 場 所 TKP東京駅八重洲ビジネスセンター ホール2A

東京都中央区京橋2-9-2 第1ぬ利彦ビル2階

JR東京駅下車八重洲口6分 都営地下鉄浅草線「宝町」駅下車1分

3 内 容 1) 講演「企業の社会的責任と雇用の課題」

木下潮音弁護士（経営法曹会議常任幹事・日本CSR普及協会運営委員）

2) 講演「最近の非正規雇用における現状と課題」

鵜飼良昭弁護士（日本労働弁護団副会長・日弁連労働法制委員会副委員長）

3) 討論

鵜飼良昭 弁護士 木下潮音 弁護士

コーディネーター 齊藤 誠 弁護士

4 主 催 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会

5 定 員 300名（参加費3000円・懇親会費を含む）（先着順）

日本CSR普及協会 事務局 宛（FAX: 03-3592-0330）切り取り不要

参加を申し込みます。（懇親会出席します 欠席します）

ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関するご連絡以外には使用しません。

1 連絡先（住所・電話・ファックス・メールアドレス等）

2 氏 名 _____ ご所属 _____

◎問い合わせ先 日本CSR普及協会事務局 （電話 03-3504-2551） <http://www.jcsr.jp>

東京都港区西新橋1-1-15 物産ビル別館1階 三羽総合法律事務所内

ご挨拶

日本CSR普及協会は、弁護士を中心として、企業の社会的責任（CSR）の確立とその普及、啓発などを目的に、2008年10月20日に設立されました。

企業価値を高め、企業リスクに対処する、企業の安定的発展に寄与し、持続可能性を保障するなど、社会の要請を強く意識したCSR経営の取り組みは、数年来、急速に拡大しています。

CSR経営とは、利益を追求するばかりでは社会に受け入れられず、社会にしっかりと眼を開き、企業が社会から何を求められているかを把握し、経営の中に自主的に活かすべき時代が来ているとの経営理念です。

20世紀までの法体系は、概ね、個人を主体とする法体系であり、個人間の倫理がこれを支えておりました。

21世紀からは、新会社法、金融商品取引法の制定などに見られるように、企業を主体とする法体系に大きく転換し、改めて、法令の理解及び企業倫理の確立が急務となっております。

この転換は、地球環境を守り、持続可能性を保障するには、もはや、国のみに依存することはできず、多様なステークホルダーの社会的要請として、むしろ、企業が国に代わって責任を負わなければならないという新しい考え方によるものです。

したがって、国際的にも、企業の説明責任や透明化が求められ、これまで以上に、企業の社会的責任が厳しく問われております。

当協会は、日本弁護士連合会が2008年3月に公表した「企業の社会的責任（CSR）ガイドライン2007年版」を踏まえて、弁護士が、本来的な法令の解釈、判例の理解に留まらず、通達、ガイドラインの解釈、行政との対応等につき、全国の弁護士が、公益的立場から、弁護士ならではの視点でCSR経営による21世紀の企業倫理の確立に寄与すべく、また、経済界と法曹界の交流を通じて、日本企業の信頼と活力を取り戻す活動に全力を挙げて取り組みます。

何卒ご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2009年2月

日本CSR普及協会会長

平山正剛